

# 第1回検討会における意見に対する補足説明

# 避難確保計画・非常災害対策計画・消防計画の関係性

計画	避難確保計画(災害ごとの規定)	非常災害対策計画(施設ごとの規定)	消防計画
根拠 法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水防法(昭和24年法律第193号)</li> <li>○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)</li> <li>○津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生省令又は厚生労働省令</li> <li>・【介護保険施設等】指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)等</li> <li>・【障害者支援施設等】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)等</li> <li>・【救護施設等】救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年7月1日厚生省令第18号)等</li> <li>・【児童福祉施設等】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防法(昭和23年法律第186号)</li> </ul>
対象 (※1)	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)	社会福祉施設等(介護保険施設等、障害者支援施設等、救護施設等、児童福祉施設等)	多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
義務 (※2)	<b>避難確保計画の作成及び市町村への提出、避難訓練の実施</b>	<b>非常災害対策計画の作成、避難訓練の実施</b>	<b>所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に提出。消火、通報及び避難の訓練の実施</b>
計画に 定める べき項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的</li> <li>・計画の適用範囲</li> <li>・防災体制</li> <li>・情報収集及び伝達</li> <li>・避難の誘導</li> <li>・避難確保を図るための施設の整備</li> <li>・防災教育及び訓練の実施</li> <li>・自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の立地条件</li> <li>・災害に関する情報の入手方法</li> <li>・災害時の連絡先及び通信手段の確認</li> <li>・避難を開始する時期、判断基準</li> <li>・避難場所</li> <li>・避難経路</li> <li>・避難方法</li> <li>・災害時の人員体制、指揮系統</li> <li>・関係機関との連携体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛消防の組織に関する事</li> <li>・防火対象物についての火災予防上の自主検査に関する事</li> <li>・避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事</li> <li>・消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事</li> <li>・火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事</li> <li>・防火管理についての消防機関との連絡に関する事(一部抜粋)</li> </ul>

# 避難確保計画・非常災害対策計画・消防計画の関係性

## ○避難確保計画(水防法、土砂災害防止法、津波法)

- 計画の体制
- 計画の適用範囲
- 防災体制
- 情報収集及び伝達
- 避難の誘導
- 避難確保を図るための施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る）

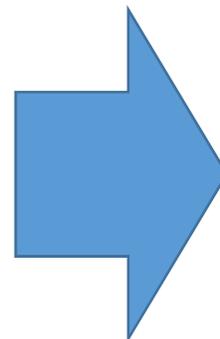
## ○非常災害対策計画(厚生省令又は厚労省令)

- 施設等の立地条件
- 災害に関する情報の入手
- 災害時の連絡先及び通信手段の確認
- 避難を開始する時期、判断基準
- 避難場所、避難経路、避難方法
- 災害時の人員体制、指揮系統
- 関係機関との連携体制

## ○消防計画(消防法)

- 自衛消防の組織に関する事
  - 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関する事
  - 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事
  - 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事
  - 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事
  - 防火管理についての消防機関との連絡に関する事
- (一部抜粋)

非常災害対策計画に避難確保計画の事項を含めて作成することで、一元化することができる。



非常災害対策計画に消防計画の事項を含めて作成することで、一元化することができる。